

## 多摩 26 市の公共施設等総合管理計画の策定状況と特徴について

伊藤久雄（認定NPO法人まちぼっと理事）

### 1. 策定状況について

公共施設等総合管理計画の策定は、総務省が 2014 年（平成 26 年）1 月、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理による老朽化対策等の推進」について、さらに同年 4 月「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」を通知し、各自治体に対して速やかに公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画）の策定に取り組みられるよう要請したことに始まる。ただし、この総務省通知より以前に、自治体によって「公共施設マネジメント計画」や「同、方針」などを策定したところも相当数あった。

あわせて総務省は、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を策定し、2017 年 3 月末までの計画策定を促し、Q&Aの策定（2015 年 6 月）や「公共施設マネジメントの一層の推進について」（2016 年 11 月更新）などを通知し、「要請」とはいいながら、すべての自治体に策定を求めたのである。

そこで、多摩 26 市の策定状況についてみると、今年 3 月までに 26 市すべてが「公共施設等総合管理計画」という名称の計画を策定済みとなっている（町田市は基本計画、清瀬市は基本方針編）。

### 2. 総務省の公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針

#### (1) 公共施設等総合管理計画の内容

指針に記された公共施設等総合管理計画の内容は以下のとおりである。

##### 1 所有施設等の現状

##### 2 施設全体の管理に関する基本的な方針

- ・計画期間（10 年以上とすることが望ましい）
- ・全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策
- ・現状分析を踏まえた基本方針
- ・バージョンアップ
- ・老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況
- ・総人口や年代別人口についての今後の見通し
- ・公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費やこれらの経費に充当可能な財源の見込み

### 3 地方財政措置

- ・ 計画策定に要する経費について、平成26年度からの3年間にわたり特別交付税措置（措置率1/2）
- ・ 計画に基づく公共施設等の除却について、地方債の特例措置を創設（地方財政法改正）

#### (2) 公共施設等総合管理計画に基づく老朽化対策の推進イメージ

また、公共施設等総合管理計画に基づく老朽化対策の推進イメージとして3つの視点を示している。

- 公共施設等の管理
  - 長期的視点に立った老朽化対策の推進
  - 適切な維持管理・修繕の実施
  - トータルコストの縮減・平準化
  - 計画の不断の見直し・充実
- まちづくり
  - PPP/PFIの活用
  - 将来のまちづくりを見据えた検討
  - 議会・住民との情報及び現状認識の共有
- 国土強靱化
  - 計画的な点検・診断
  - 修繕・更新の履歴の集積・蓄積
  - 公共施設等の安全性の確保
  - 耐震化の推進

#### (3) 数量に関する目標

計画には、「公共施設等の数量に関する目標を記載するとともに、以下の事項について考え方を記載すること」としている。

- ① 点検・診断等の実施方針
- ② 維持管理・修繕・更新等の実施方針
- ③ 安全確保の実施方針
- ④ 耐震化の実施方針
- ⑤ 長寿命化の実施方針
- ⑥ 統合や廃止の推進方針
- ⑦ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

### 3. 多摩 26 市の公共施設等総合管理計画

#### (1) 策定年月

策定年月は別紙のとおりである。多くは今年（2017 年）3 月策定であるが、2015 年度中策定の稲城市、多摩市、西東京市や、2016 年中策定の国分寺市、町田市、羽村市、あきる野市、東村山市などがある。

#### (2) 計画期間

総務省が 10 年以上が望ましいといている計画期間は、10 年間から 50 年間まで幅広い。計画期間中のローリングやバージョンアップについての考え方に相違があるものと思われるので、何年間が適当であるとは言い難い。

#### (3) 対象施設

対象施設は呼称が自治体によって異なるだけで、基本的は同じであって、公共建築物とインフラ施設が対象となっている。

#### (4) 公共施設等に管理に関する主な手法

別紙「公共施設等に管理に関する主な手法」によってみると、以下のように分類することができる。

##### ① 総務省指針に沿ったところ

別紙の手法に○をふっている自治体は、基本的には総務省の指針に沿った手法をとっているといえることができる。

##### ② 独自性を示しているところ

武蔵野市、調布市、東村山市、国立市、東大和市、清瀬市、東久留米市などは独自の基本方針を策定し、基本方針ごとの取組方針を示している。

また八王子市、町田市、三鷹市も、独自の方針を定めている。

##### ③ PPP/PFI について定めているところ

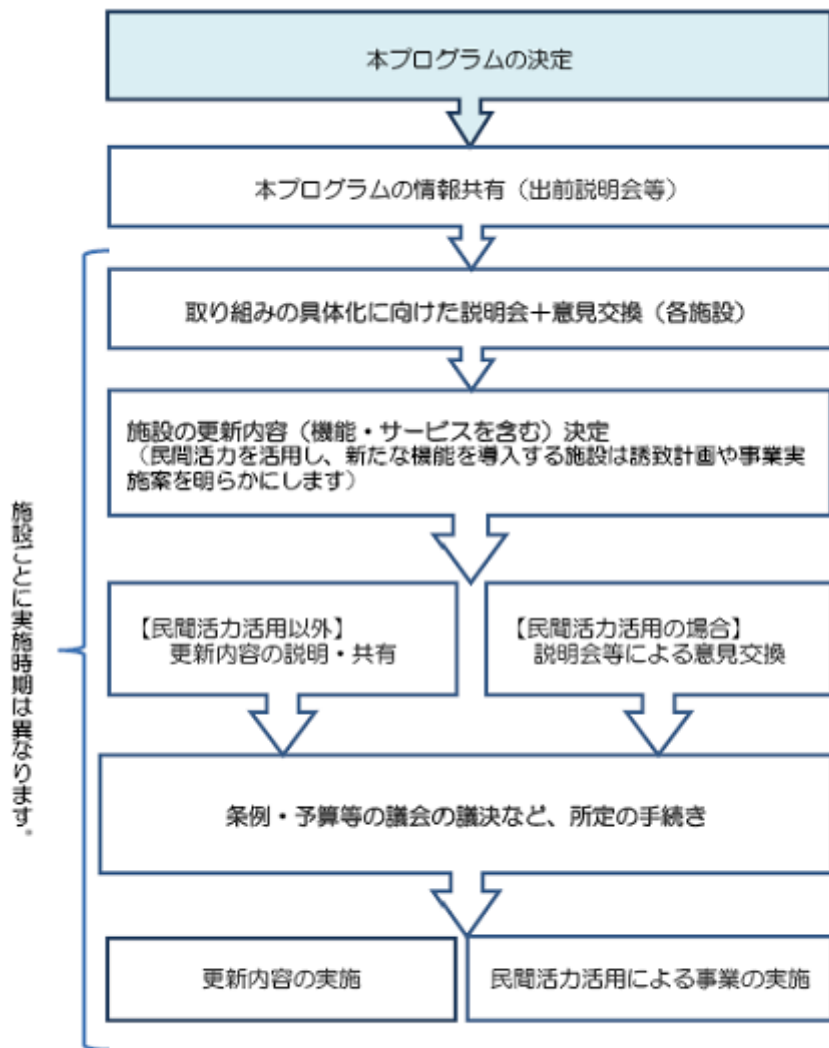
基本的には総務省指針に沿っているものの、町田市、武蔵村山市、多摩市は PPP/PFI の導入または活用を定め、また武蔵野市も PPP の活用を定めている。ただし PPP/PFI の活用は、総務省の公共施設等総合管理計画に基づく老朽化対策の推進イメージに示されている。

##### ④ 民間移譲や民間施設利用を定めたところ

八王子市は民間移譲・民間施設利用を、西東京市は民間施設利用を定めている。

#### 4. 具体的な取組方針

多摩市は、最も早く取組みを始めたこともあって、個別施設の取組みを具体化していくにあたって「行動プログラム」を定め、施設ごとに市民参加を重要視した取組みをすすめている。



今後、各自治体において市民参加、合意形成をどう図りながら取組みをすすめていくのが課題である。